

しくは賃借権の目的である土地の登記事項証明書を乙登記所又は乙登記所及び丙登記所に送付しなければならない。この場合には、登記事項証明書には、現に効力を有する事項を記録すれば足りる。

2 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 乙登記所及び丙登記所の登記官は、前条第一項の所有権等登記をしたときは、遅滞なく、甲登記所にその旨を通知しなければならない。

4 甲登記所は、前項の通知を受けたときは、前条第五項及び第六項の規定による手続をしなければならない。

(一)の申請情報によつてすることができる建物の表示に関する登記)

第十八条 第一条の規定は、令第二十条の登記の申請について準用する。

第四章 共有土地に関する登記

第十九条 登記官は、令第二十二条の申請に基づき所有権の保存の登記をするときは、土地区画整理登記規則第十九条第一項の規定により登記をする旨を記録しなければならない。

2 第六条第二項及び第三項の規定は共有土地の上に既登記の地役権が存続する場合について、令第七条第二項の規定及び第六条第四項の規定は共有土地と定められた土地に存する既登記の地役権が消滅した場合について、第十六条第三項及び第四項の規定は令第二十二条の申請に基づき所有権の保存の登記をする場合において、従前の土地を目的とする既登記の担保権又は仮登記・買戻しの特約その他権利の消滅に関する定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利があるときについて、第十六条第六項の規定は第一項の手続をした場合について、第十七条の規定は甲登記所の管轄区域内にある土地に対して乙登記所の管轄区域内の土地が与えられた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第十六条第三項中「第十六条第三項」とあるのは、「第十九条第二項」と読み替えるものとする。

第五章 雜則

(申請人以外の者に対する通知に関する規定の適用除外)

第二十条 規則第百八十三条第一項第一号の規定は、令第二条第一号若しくは第二号に掲げる登記又は換地処分による登記(令第十五条の申請

に基づく登記を除く。)をした場合には、適用しない。(地役権が存続すべき換地の所有者に対する通知)

第二十一条 登記官は、令第十三条(令第十四条における準用する場合を含む。)の規定により登記をしたときは、換地の所有者に対し、換地及び從前の土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該換地及び從前の土地の地番並びに土地区画整理法による換地処分により所有権及び地役権に関する登記をした旨を通知しなければならない。

2 前項の通知は、一個の換地の所有者が二人以上あるときは、一個の換地ごとに、その一人に對し通知すれば足りる。

第二十二条 登記官は、第十七条第三項及び前条第一項の通知をしたときは、各種通知簿に、当該通知の通知事項、通知を受ける者及び通知を発する年月日を記録するものとする。

(通知の方法)

第二十三条 第十七条第三項及び第二十二条第一項の通知は、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)

第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便その他適宜の方法によりするものとする。

(換地処分による登記がされるまでの間の登記の申請情報)

第二十四条 法第百七十三条第三項ただし書に規定する場合において、法第二条第八項に規定する施行地区内の土地又は建物について登記の申請をするときは、その旨を申請情報の内容とする。

(登記の嘱託)

2 第二十五条 この省令中「申請」、「申請人」及び「申請情報」には、それぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を含むものとする。

(施行日)

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

(未指定事務に係る旧登記簿)

三条指定を受けていない事務についてのこの省令による改正後の土地区画整理登記規則の適用については、同令本則中「登記記録」とあるのは「登記用紙」と、「権利部の相当区」とあるのは「相当区事項欄」とする。

第三条 (共同担保目録)

規則附則第九条第三項の規定は、換地計画において既登記の担保権の目的である從前の一個の土地に照応して数個の換地が定められた場合において、共同担保目録に関する事務について第三条指定を受けていない登記所に対してする換地処分による土地の登記の申請について準用する。

第四条 不動産登記法附則第六条第一項の規定による指定を受けていない登記の申請をするときにおける規則附則第十五条第二項の規定の適用については、同項中「登記原因を証する情報を記載した書面」とあるのは、それぞれ当該各号に定める字句とする。

一 従前の土地に所有権の登記がある場合における換地処分による土地の登記 当該換地ごとに作成した登記原因を証する情報を記載した書面

二 令第十五条の登記 当該建物及びその敷地に関する権利の取得者ごとに作成した登記原因を証する情報を記載した書面

2 この省令による改正前の土地区画整理登記令施行細則第九条及び第十二条(同令第九条の通知に係る部分に限る。)の規定は、不動産登記法附則第六条第一項の規定による指定がされるまでの間、当該指定を受けていない登記手続について、なお効力を有する。